

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">委託業務の軽微な設計変更に伴うほ場の調査設計に係る事務取扱い</p> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">平成 25 年 5 月 14 日 事調第 211 号 各(総合)振興局長あて農政部長</p> </div> <p>沿革 平成 25 年 5 月 14 日事調第 211 号 <u>一部改正 令和 2 年 3 月 30 日事調第 1528 号</u></p> <p>1 目的 【省略】</p> <p>2 該当工種 暗渠排水、客土・<u>石礫除去</u>等のほ場調査設計に係る工種</p> <p>3 適用の範囲 次の条件を満たすほ場の調査設計に適用することができる。 (1) 工種が同一であること。 (2) 業務箇所の変更が当該契約地区内であり、かつ、当初明示した業務面積の 2 割以内であること。 <u>ただし、当初明示した業務面積が 10ha 未満のときは 2 割を超える場合も適用できるものとする。</u> (3) 変更が生じた場合の業務委託料の増減見込額の累計が、現業務委託料に対して、「<u>委託業務の軽微な設計変更に伴う事務処理要領</u>」に示す割合以内又は金額未満であること。 (4) <u>委託期間</u>に著しい影響を与えないこと。</p> <p>4 設計図書における条件の明示について ____ 【省略】 <u>____ 【削除】</u></p> <p>5 設計変更の取扱い 【省略】</p> <p>6 委託期間の変更を伴う設計変更の扱い 【省略】</p>	<p style="text-align: center;">委託業務の軽微な設計変更に伴うほ場の調査設計に係る事務取扱い</p> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">平成 25 年 5 月 14 日 事調第 211 号 各(総合)振興局長あて農政部長</p> </div> <p>沿革 平成 25 年 5 月 14 日事調第 211 号 <u>____ 【追加】</u></p> <p>1 目的 【省略】</p> <p>2 該当工種 暗<u>きよ</u>排水、客土・<u>除礫</u>等のほ場調査設計に係る工種</p> <p>3 適用の範囲 次の条件を満たすほ場の調査設計に適用することができる。 (1) 工種が同一であること。 (2) 業務箇所の変更が当該契約地区内であり、かつ、当初明示した業務面積の 2 割以内であること。 <u>____</u> (3) 変更が生じた場合の業務委託料の増減見込額の累計が、現業務委託料の <u>10% 以内で、かつ、200 万円未満</u>であること。 (4) <u>工期</u>に著しい影響を与えないこと。</p> <p>4 設計図書における条件の明示について <u>(1) 【省略】</u> <u>(2) 当初業務箇所及び変更後の業務予定箇所を特記仕様書に明示すること。</u></p> <p>5 設計変更の取扱い 【省略】</p> <p>6 委託期間の変更を伴う設計変更の扱い 【省略】</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>発注実態に合わせ、字句の追加 字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>発注実態に合わせ、字句の削除</p>